

議案第 7 号

出雲地区合併協議会合併協定項目について、次のとおり提案する。

平成15年1月31日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会合併協定項目について

出雲地区合併協議会規約第3条第1項の規定に基づき、2市5町の合併に関する協議を行うこととする。

議案第 8 号

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成15年1月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

合併の方式について

合併協定項目 1. 合併の方式については、次のとおりとする。

出雲市、平田市、簸川郡斐川町、同郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

参考資料：別紙のとおり

参考資料

協定項目	1	合併の方式について
調整方針	出雲市、平田市、簸川郡斐川町、同郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。	
任意協議会での協議結果	合併の方式について 相互信頼と協力による新設合併（対等合併）とする。	

2市5町の概要

	人 口	世帯数	面積
出雲市	87,330人	28,666世帯	172.33km ²
平田市	29,006人	7,804世帯	142.05km ²
斐川町	26,816人	7,134世帯	80.64km ²
佐田町	4,576人	1,233世帯	109.91km ²
多伎町	4,215人	1,278世帯	55.04km ²
湖陵町	5,813人	1,711世帯	22.26km ²
大社町	16,020人	4,835世帯	41.80km ²
計	173,776人	52,661世帯	624.03km ²

（資料：平成12年国勢調査）

合併の方式の比較

項 目	新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	合併関係市町村の法人格が消滅し、新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長	消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。

項 目		新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を合併後５０日以内に行う。	編入する議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	定数特例	設置選挙に限り、法定定数の２倍以内で議員の定数を設ける。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）
	在任特例	合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する議員は、合併後２年以内の期間引き続き合併市町村の議員として在任する。	編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。
農業委員会の委員（合併市町村に１つの委員会を置くこととする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は１０～８０人の範囲で１年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は４０人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
教育委員会の委員		新市町村の職務執行者が、合併関係市町村の教育委員から臨時に選任する。任期は長の選挙後最初に召集される議会の末日までの間。（定数の特例はない。）【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第１８条】	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の市町村の委員は合併の日の前日失職する。
選挙管理委員会の委員		合併関係市町村の委員若しくは委員であった者から互選で選出する。任期は、新市町村の議会において選挙されるまでの間。（定数の特例はない。）【地方自治法施行令第４条】	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の市町村の委員は合併の日の前日失職する。

項目	新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
監査委員	新市町村長により選任されるまでの間、不在となる。	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の市町村の委員は合併の日の前日失職する。
固定資産評価審査委員会の委員	新市町村の職務執行者が、合併関係市町村の当該委員から臨時に選任する。任期は長の選挙後最初に委員が選任されるまでの間。（定数の特例はない。）【地方税法第423条第8号】	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の市町村の委員は合併の日の前日失職する。
特別職の職員	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴う必要な改正を行う。）

	新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
近年の先進地の状況	さぬき市（H14.4.1）【香川県】 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町 久米島町（H14.4.1）【沖縄県】 仲里村・具志川村 さいたま市（H13.5.1）【埼玉県】 浦和市・大宮市・与野市 西東京市（H13.1.21）【東京都】 田無市・保谷市 篠山市（H11.4.1）【兵庫県】 篠山町・西紀町・丹南町・今田町 あきる野市（H7.9.1）【東京都】 秋川市・五日市町 ひたちなか市（H6.11.1）【茨城県】 勝田市・那珂湊市 北上市（H3.4.1）【岩手県】 北上市・和賀町・江釣子村	つくば市（H14.11.1）【茨城県】 つくば市←茎崎町 大船渡市（H13.11.15）【岩手県】 大船渡市←三陸町 潮来市（H13.4.1）【茨城県】 潮来町←牛堀町 新潟市（H13.1.1）【新潟県】 新潟市←黒埼町 鹿嶋市（H7.9.1）【茨城県】 鹿島町←大野村 飯田市（H5.7.1）【長野県】 飯田市←上郷町 盛岡市（H4.4.1）【岩手県】 盛岡市←都南町 水戸市（H4.3.3）【茨城県】 水戸市←常澄村 浜松市（H3.5.1）【静岡県】 浜松市←可美村 熊本市（H3.2.1）【熊本県】 熊本市←北部町・河内町・飽田町・天明町

	新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
県内の状況	安来市・広瀬町・伯太町合併協議会 邑東合併推進協議会 邑南三町村合併協議会 大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 隠岐島後町村合併協議会	江津市・桜江町合併協議会

議案第 9 号

出雲地区合併協議会小委員会設置規程について、次のとおり提案する。

平成15年1月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会小委員会設置規程について

出雲地区合併協議会規約第12条第1項の規定に基づき、新市名称・
庁舎検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置したいので、同条
第2項の規定により小委員会の組織、運営その他必要な事項を別紙のと
おり定めることとする。

出雲地区合併協議会における小委員会について

1 設置根拠（規約第12条）

- ・ 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。
- ・ 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

2 設置を予定する小委員会

小委員会の名称	所掌事項	構成委員
新市名称・庁舎検討小委員会	・ 新市の名称の検討 ・ 新市の庁舎のあり方の検討 ・ その他新市の名称及び庁舎の検討に関し必要な事項。	委員1名×7市町 共通委員1名

3 小委員会のスケジュール（案）

小委員会 名	H15 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H16 1
新市名 称・片舎検 討小委員 会													

出雲地区合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会（以下「協議会」という。）規約第12条第2項の規定に基づき、協議会に設置される小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の名称及び所掌事項)

第2条 小委員会の名称は、次のとおりとする。

(1) 新市名称・庁舎検討小委員会

2 前項に掲げる小委員会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員総数は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、小委員会の委員は、同表右欄に掲げる委員のうちから協議会の会長が指名する。

名 称	委員総数	委 員
新市名称・庁舎検討小委員会	8名以内	協議会規約第7条第1項第2号及び第3号に定める委員のうちから各市町1名及び共通委員1名

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、小委員会に協議会の副会長を委員として参加させることができる。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(有識者、関係職員等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて有識者又は関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について、協議会に報告し、確認を受けた時をもって終了する。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

小委員会の所掌事項

名称	所掌事項
新市名称・庁舎検討小委員会	1. 新市の名称に関すること。 2. 新市の庁舎のあり方に関すること。 3. その他新市の名称及び庁舎の検討に関し必要な事項

議案第 10 号

出雲地区合併協議会規約の変更について、次のとおり提案する。

平成15年1月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会規約の変更について

出雲地区合併協議会規約の一部を別紙のように変更する。

なお、規約の変更の手続きについては、地方自治法第252条の6の規定に基づき、協議会の設置の手続きの例によるものとする。

1 規約変更の理由

出雲地区合併協議会に要する経費の負担については、新設（対等）合併として2市5町（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）で均等に負担することも考え得るが、公平な負担を考えた場合、各市町の団体規模に応じた応能負担とすべきであるとの2市5町での議論などを踏まえ、今後の経費の負担については、2市5町で協議して定めることとするため。

出雲地区合併協議会規約の一部を変更する規約

出雲地区合併協議会規約（平成 14 年 12 月 27 日）の一部を次のように変更する。

第 15 条第 1 項を次のように変更する。

協議会に要する経費は、2 市 5 町で協議して負担するものとする。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

[参考]

出雲地区合併協議会規約新旧対照表

新	旧
(経費) 第 15 条 <u>協議会に要する経費は、 2 市 5 町で協議して負担するものとする。</u> 2 2 市 5 町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。	(経費) 第 15 条 <u>協議会に要する経費は、 2 市 5 町で均等に負担するものとする。</u> 2 2 市 5 町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

第 252 条の 3～第 252 条の 5 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。

議案第 11 号

平成 1 5 年度出雲地区合併協議会予算について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 月 3 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

平成 1 5 年度出雲地区合併協議会予算について

出雲地区合併協議会規約第 1 7 条及び出雲地区合併協議会財務規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、出雲地区合併協議会の平成 1 5 年度予算を調製したので、協議会に提出する。